

知っていますか「収入印紙」

収入印紙を貼るということは税金を納めることなのです。

- ビジネス文書のなかには、**契約書**や**領収証**などのように、収入印紙を貼らなくてはならないものがあります。それは、その文書（**課税文書**）に**印紙税**という**税金**がかかるからです。税額については、印紙税法に定められています。
- 課税文書を作成したときには、定められた額の印紙を貼り、必ず**消印**をします。印紙を購入した段階で、印紙税相当額を支払っています。しかし、これでは納税したことになりません。文書に貼付し、消印をして初めてその文書について納税が完了したことになるのです。消印をするのは、それをはがして再使用したり、転売したりするのを防ぐためです。したがって、消印は、印鑑または消えない筆記具でのサインで鮮明にする必要があります。
- 税務調査で必要額の印紙が貼付されてない文書が発見されると、**過怠税**として、その文書に必要な印紙税額の3倍を支払わなくてはなりません。貼り忘れのないよう、十分注意しましょう。金額不足の場合も、**不足分**について過怠税を課せられます。ただし、税務調査を受ける前に自主的に申し出れば、過怠税は1.1倍に軽減されます。万一貼り忘れに気づいたら必ず上司に申し出て、手を打っておくべきです。しかし、いずれにしても高額印紙の貼り忘れともなると、会社にとっては結構な損害となります。しかも**過怠税は、経費（損金）にはならない**のです。印紙について、貼るべき文書、金額などがよくわからないときは、経理担当者など詳しい部署に確認して、間違いのない対処をしましょう。最低限いつも使う文書については印紙税の額は覚えておきましょう。なお、収入印紙は、郵便局や郵便切手取扱店でも販売されています。
- 印紙税のかかる文書とひと口にしても、税額が一律の場合と、記載金額により異なる場合があります。印紙税額の最低金額は200円。課税文書ですが、金額が記載していないという場合は一律200円の収入印紙が必要になります。領収証など売上代金の受取書は3万円以上100万円まで200円。不動産売買契約書、土地賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書（借用証書）は1万円以上10万円まで200円となっています。
- 課税文書とされているものでも、金額の小さいものは非課税。契約書、手形、売上代金の受取書（領収証など）などはいずれも課税文書です。しかし、記載金額が10万円未満の手形、3万円未満の領収証1万円未満の契約書などは印紙不要です。
- 非課税文書となる契約書もあります。労働契約書、貸ビルや建物、機械などの賃貸借契約書、物品売買契約書は契約書であっても、非課税文書となるので覚えておきましょう。これらは、1988年4月の印紙税法の改正で非課税文書となったのですが、今でも、200円の収入印紙が必要だと思いついでいる人がまだ少なくないので要注意です。そのほか印紙の不要な文書として、委任状、商品券、ギフト券などがあります、これも1988年4月以降に、印紙不要となった文書です。
- 営業に関しない受取書も非課税。弁護士などの発行する領収証も印紙不要。農林漁業者、医師、弁護士、公認会計士、税理士、はり・きゅう師などの発行する領収証は印紙税法上は「営業に関しない受取書」となります。したがって、弁護士などから送られてきた領収証に収入印紙が貼ってないからといって、慌てることはないのです。当然、サラリーマンが個人で土地を売ったりしたときに発行する領収証も、「営業に関しない」のだから、印紙はいりません。
- 文書のなかで**消費税の額が明確に記載されている場合は、印紙税は消費税分を除いた金額**にかかります。

消費税が契約金額、受取金額とは別に記載されている場合です（「うち〇〇円消費税」という書き方でも可）。ただし約束手形、為替手形などは区別されていても、全体の金額が記載金額となります。また、消費税分だけ受け取った際にだす領収証は、受取金額の記載のないものとして、200 円の印紙税がかかります。